

I P 通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種
オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))

【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス

(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))

目次

第1章～第5章 (略)

第6章

第25条～第26条 (略)

第27条 定額利用料等の支払義務

第28条 [同上](#)

第29条～第32条 (略)

第7章～第8章 (略)

別記～料金表 (略)

第1章

▲ I P 通信網サービス契約約款 (O C N) 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス

(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))

目次

第1章～第5章 (略)

第6章

第25条～第26条 (略)

第27条 定額利用料等の支払義務

[第27条の2 同上](#)

第28条 [特定ダイヤルアップ回線利用料の支払義務](#)

第29条～第32条 (略)

第7章～第8章 (略)

別記～料金表 (略)

第1章

～2023年6月30日

2023年7月1日～

(約款の適用)

第1条 I P通信網サービス契約約款共通編（以下「共通編」といいます。）第1条（約款の適用）第2項に規定する別冊として、当社はこの別冊を定め、共通編に加えてこの別冊によりオープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。）を提供します。

(用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～4	(略)
5 モバイルアクセス	I P通信網契約に基づいて当社（当社が別に定める契約事業者を含みます。）の無線基地局設備とI P通信網契約者が指定する移動無線装置（当社が指定するものに限ります。）との間に設定される電気通信回線 (注) 本欄に規定する当社が別に定める契約事業者は、株式会社N T Tドコモとします。
6～16	(略)

第2章 (略)

第3章 第5条～第7条 (略)

(第2種契約申込みの方法)

第8条 (略)

2 前項に規定するほか、第2種契約（料金表第1表（料金）に規定するタイプ8のコース2に係るものに限ります。）の申込みは、株式会社N T Tドコモから取次がれるものとする。

第9条～第14条 (略)

(約款の適用)

第1条 I P通信網サービス契約約款 (OCN) 共通編（以下「共通編」といいます。）第1条（約款の適用）第2項に規定する別冊として、当社はこの別冊を定め、共通編に加えてこの別冊によりオープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。）を提供します。

(用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～4	(略)
5 モバイルアクセス	I P通信網契約に基づいて当社の無線基地局設備とI P通信網契約者が指定する移動無線装置（当社が指定するものに限ります。）との間に設定される電気通信回線
6～16	(略)

第2章 (略)

第3章 第5条～第7条 (略)

(第2種契約申込みの方法)

第8条 (略)

2 削除

第9条～第14条 (略)

～2023年6月30日	2023年7月1日～
<p>(その他の第2種契約内容の変更)</p> <p>第15条 ～2項 (略)</p> <p>3 第2種契約者(料金表第1表(料金)に規定するタイプ8のコース2に係る者に限りま す。)が、その第2種契約について本条に規定する変更をするときは、第8条(第2種契約申 込みの方法)第2項の規定にかかわらず、当社に変更の請求をしていただきます。</p> <p>第15条～第17条 (略)</p> <p>(当社が行う第2種契約の解除)</p> <p>第18条</p> <p>当社は、第21条(利用停止に伴う第2種契約の扱い)第1項の規定により第2種オープン コンピュータ通信網サービスの利用を停止された第2種契約者が、なおその事実を解消しない とき、共通編第40条(債権の譲渡)により株式会社N T T ドコモへ債権を譲渡することとな った第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、その第2種契約を解除すること があります。</p> <p>2 第2種契約者は、当社が前項の規定により第2種契約の解除を行ったとき、その第2種契 約者の氏名、住所等を株式会社N T T ドコモに通知することについて、予め承諾するものとし ます。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(特定協定事業者等の契約の解除等に伴う第2種契約の扱い)</p> <p>第19条 ～3項 (略)</p>	<p>(その他の第2種契約内容の変更)</p> <p>第15条 ～2項 (略)</p> <p>3 削除</p> <p>第15条～第17条 (略)</p> <p>(当社が行う第2種契約の解除)</p> <p>第18条 当社は、当社のI P通信網サービス契約約款に定めるI P通信網契約の解除があつた ときは、そのI P通信網サービスに係る第2種契約(タイプ8のコース2に係るものに限りま す。)を解除することがあります。</p> <p>2 当社は、第21条(利用停止に伴う第2種契約の扱い)第1項の規定により第2種オープン コンピュータ通信網サービスの利用を停止された第2種契約者が、なおその事実を解消しない とき、その第2種契約を解除することがあります。</p> <p>2 削除</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(特定協定事業者等の契約の解除等に伴う第2種契約の扱い)</p> <p>第19条 ～3項 (略)</p>

～2023年6月30日	2023年7月1日～
<p>4 当社は、第2種契約（タイプ8のコース2に限ります。）に係る株式会社NTTドコモのIP通信網サービス契約の解除の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第2種契約を解除することがあります。</p> <p>第4章</p> <p>第20条 （略）</p> <p>（利用停止に伴う第2種契約の扱い）</p> <p>第21条 共通編第26条（利用停止）に規定するほか、第2種契約者が第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース2に係るものに限ります。）に附帯するサービスであって、共通編第39条（債権の譲渡）または当社のホームページ（https://www.nttr.co.jp/corporate_profile/agreement.html）にて公表する契約約款又は利用規約等に定めるところにより請求事象者へ譲渡したサービス（以下「タイプ8のコース2のオプションサービス」といいます。）の料金その他の債務を支払わないときは、共通編第40条（債権の譲渡）により株式会社NTTドコモへ債権を譲渡することとなった第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて株式会社NTTドコモへの支払い状況にかかわらず、その料金その他の債務が支払われるまでの間、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止を行います。</p> <p>2 第2種契約者は、当社が前項の規定により第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止を行ったとき、その第2種契約者の氏名、住所等を株式会社NTTドコモに通知することについて、予め承諾するものとします。</p> <p>第5章 （略）</p>	<p>4 削除</p> <p>第4章</p> <p>第20条 （略）</p> <p>（利用停止に伴う第2種契約の扱い）</p> <p>第21条 共通編第26条（利用停止）に規定するほか、第2種契約者が第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース2に係るものに限ります。）に附帯するサービスであって、共通編第39条（債権の譲渡）または当社のホームページ（https://www.nttr.co.jp/corporate_profile/agreement.html）にて公表する契約約款又は利用規約等に定めるところにより請求事象者へ譲渡したサービス（以下「タイプ8のコース2のオプションサービス」といいます。）の料金その他の債務を支払わないときは、当社のIP通信網サービス契約約款に定めるIP通信網サービス（その第2種オープンコンピュータ通信網サービスに対応するものに限ります）の支払い状況にかかわらず、タイプ8のコース2のオプションサービスの料金その他の債務が支払われるまでの間、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止を行います。</p> <p>2 削除</p> <p>第5章 （略）</p>

～2023年6月30日	2023年7月1日～
<p>第6章</p> <p>第25条～第26条 (略)</p> <p>(定額利用料等の支払義務)</p> <p>第27条 第2種契約者(料金表第1表(料金)に規定するタイプ1(プラン6又はプラン7に係るものに限ります。)、タイプ6-3のコース1(音声通話機能付き契約者カード又は移動無線装置を利用するものに限ります。)<u>又は</u>タイプ8のコース1(プラン25若しくはプラン26に係るものに限ります。))に係る者を除きます。以下この条において同じとします。)は、その契約に基づいて当社が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)を含む料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の翌料金月から起算して、契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止のあった日)を含む料金月までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。)について、当社が提供する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの態様に応じて料金表第1表(料金)に規定する第2種契約に係る定額利用料等の支払いを要します。ただし、次の場合はこの限りではありません。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第6章</p> <p>第25条～第26条 (略)</p> <p>(定額利用料等の支払義務)</p> <p>第27条 第2種契約者(料金表第1表(料金)に規定するタイプ1(プラン6又はプラン7に係るものに限ります。)、タイプ6-3のコース1(音声通話機能付き契約者カード又は移動無線装置を利用するものに限ります。))<u>、</u>タイプ8のコース1(プラン25若しくはプラン26に係るものに限ります。)<u>又は</u><u>タイプ8のコース2</u>に係る者を除きます。以下この条において同じとします。)は、その契約に基づいて当社が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)を含む料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の翌料金月から起算して、契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止のあった日)を含む料金月までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。)について、当社が提供する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの態様に応じて料金表第1表(料金)に規定する第2種契約に係る定額利用料等の支払いを要します。ただし、次の場合はこの限りではありません。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第27条の2 <u>第2種オープンコンピュータ通信網サービス(料金表第1表(料金)に規定するタイプ8のコース2に係るものに限ります。以下この条において同じとします。))に係る定額利用料等の支払いは、次に掲げるとおりとします。</u></p>

～2023年6月30日

2023年7月1日～

(1) 料金表第1表（料金）1-2-2 定額利用料に規定する定額利用料

その契約に基づいて当社が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から契約の解除があった日までの期間について、当社のIP通信網サービス契約約款に定める料金の支払いを要します。ただし、第17条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があった場合はこの限りではありません。

また、料金表通則の規定にかかわらず、料金の設定及び計算は当社のIP通信網サービス契約約款の定めに基づいて取り扱います。

(2) (1)以外の利用料等

その契約に基づいて当社がサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）を含む料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の翌料金月から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）を含む料金月までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。）について、当社が提供するサービスの態様に依りて料金表第1表（料金）に規定する利用料等の支払いを要します。ただし、次の場合はこの限りではありません。

a 第17条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があった場合

b 料金表に別段の定めがある場合

2 前項の期間において、利用中止等により第2種オープンコンピュータ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

～2023年6月30日

2023年7月1日～

(1) 利用停止があったときは、第2種契約者は、その期間中の定額利用料等の支払いを要し、第35条（第2種契約者からの通知）第3項に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスへの接続が出来ないときは、契約者は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスへの接続が出来ない期間中の定額利用料等の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、第2種契約者は、次の場合を除き、第2種オープンコンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の定額利用料等の支払いを要します。

<u>区 別</u>	<u>支払いを要しない料金</u>
<u>1 第2種契約者の責めによらない理由により、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上の状態が連続したとき。</u>	<u>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限り、）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその第2種オープンコンピュータ通信網サービスについての料金</u>
<u>2 当社の故意又は重大な過失によりその第2種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</u>	<u>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその第2種オープンコンピュータ通信網サービスについての料金</u>

～2023年6月30日	2023年7月1日～
-------------	------------

<p>(同上)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 <u>前条に規定する</u>第2種契約者は、特定ダイヤルアップ回線 からアクセスポイントに接続して行った通信（その第2種契約者以外の者が、その第2種契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信した場合の接続を含みます。）について、料金表第1表（料金）の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。</p>	<p><u>3 回線収容部の変更等又は移転に伴って、第2種オープンコンピュータ通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（第2種契約者の都合により第2種オープンコンピュータ通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。</u></p>	<p><u>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその第2種オープンコンピュータ通信網サービスについての料金</u></p>
	<p><u>4 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの接続休止をしたとき。</u></p>	<p><u>接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその第2種オープンコンピュータ通信網サービスについての料金</u></p>
<p><u>3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。ただし、本条第1項第1号に規定する定額利用料は、当社のIP通信網サービス契約約款に従い返還するものとします。</u></p> <p><u>(特定ダイヤルアップ回線利用料の支払義務)</u></p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 第2種契約者は、特定ダイヤルアップ回線 からアクセスポイントに接続して行った通信（その第2種契約者以外の者が、その第2種契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信した場合の接続を含みます。）について、料金表第1表（料金）の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。</p>		

～2023年6月30日	2023年7月1日～
<p>3 第2種契約者は、前2項の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表（料金）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、第2種契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。</p> <p>（利用料等の支払義務）</p> <p>第29条 第2種契約者（第27条（定額利用料等の支払義務）第1項に規定する第2種契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、その契約に基づいて当社が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して、第2種契約の解除があった日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1ヶ月間とします。）について、当社が測定した接続通信時間（その第2種契約者以外の者が、その第2種契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信した場合の接続に係る接続通信時間を含みます。）、パケットの情報量（その第2種契約者以外の者が、その第2種契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信した場合の接続に係るパケットの情報量を含みます。）と料金表第1表（料金）の規定に基づいて算定した料金（以下「利用料等」といいます。）の支払いを要します。ただし、料金表第1表（料金）に規定する利用料の基本額及び付加機能利用料については、その第2種契約に基づいて当社がサービスの提供を開始した日を含む料金月の料金の支払いを要しません（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合を除きます。ただし、第17条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があった場合はこの限りではありません。）。また、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>3 第2種契約者は、前項の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表（料金）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、第2種契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。</p> <p>（利用料等の支払義務）</p> <p>第29条 第2種契約者（第27条又は第27条の2（定額利用料等の支払義務）に規定する第2種契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、その契約に基づいて当社が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して、第2種契約の解除があった日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1ヶ月間とします。）について、当社が測定した接続通信時間（その第2種契約者以外の者が、その第2種契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信した場合の接続に係る接続通信時間を含みます。）、パケットの情報量（その第2種契約者以外の者が、その第2種契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信した場合の接続に係るパケットの情報量を含みます。）と料金表第1表（料金）の規定に基づいて算定した料金（以下「利用料等」といいます。）の支払いを要します。ただし、料金表第1表（料金）に規定する利用料の基本額及び付加機能利用料については、その第2種契約に基づいて当社がサービスの提供を開始した日を含む料金月の料金の支払いを要しません（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合を除きます。ただし、第17条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があった場合はこの限りではありません。）。また、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2～4 （略）</p>

～2023年6月30日	2023年7月1日～
<p>(請求書等の発行に関する料金の取扱い)</p> <p>第30条 第2種契約者は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの料金その他の債務が請求事業者に譲渡された場合の支払いにおいて請求書等の発行によって支払うときは、請求事業者の定める「NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約(請求事業者から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合は特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約)の定めるところによります。</p> <p>第31条～第32条 (略)</p> <p>第7章～第8章 (略)</p> <p>別記1～5 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>(利用料金の設定)</p> <p>1 利用料金については、当社の提供区間と特定協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定するものとします。ただし、特定協定事業者及び株式会社NTTドコモの契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者が定める料金については、この限りではありません。</p> <p>(料金の計算方法等)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(請求書等の発行に関する料金の取扱い)</p> <p>第30条 第2種契約者は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの料金その他の債務が請求事業者に譲渡された場合の支払いにおいて請求書等の発行によって支払うときは、請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約(請求事業者から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合は特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約)の定めるところによります。</p> <p>第31条～第32条 (略)</p> <p>第7章 (略)</p> <p>別記1～5 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>(利用料金の設定)</p> <p>1 利用料金については、当社の提供区間と特定協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定するものとします。ただし、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者が定める料金については、この限りではありません。</p> <p>(料金の計算方法等)</p> <p>2 (略)</p>

～2023年6月30日	2023年7月1日～
<p>3 当社は、第27条（定額利用料等の支払義務）第2項第3号の表（2欄の規定を除きます。）の規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するときに限り、その定額利用料等を日割することとし、その他の場合については、その定額利用料を日割しません。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 3の規定による定額利用料等の日割は暦日数により行い、4の規定による料金の日割は料金月の日数により行います。この場合、第27条（定額利用料等の支払義務）第2項第3号の表の1欄に規定する料金及び第29条（利用料等の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。</p> <p>6～14 （略）</p>	<p>3 当社は、第27条（定額利用料等の支払義務）第2項第3号の表（2欄の規定を除きます。）の規定（これに準ずる規定を含みます。）、又は第27条の2（定額利用料等の支払義務）第1項第2号に規定する利用料等であって第2項第2号の表（2欄の規定を除きます。）の規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するときに限り、その定額利用料等を日割することとし、その他の場合については、その定額利用料を日割しません。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 3の規定による定額利用料等の日割は暦日数により行い、4の規定による料金の日割は料金月の日数により行います。この場合、第27条（定額利用料等の支払義務）第2項第3号の表の1欄に規定する料金、第27条の2（定額利用料等の支払義務）第1項第2号に規定する利用料等であって第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。</p> <p>6～14 （略）</p>

～2023年6月30日	2023年7月1日～
<p>(消費税相当額の加算)</p> <p>15 第27条(定額利用料等の支払義務)、第28条(定額利用料等の支払義務)、第29条(利用料等の支払義務)、第31条(初期契約解除に係る取扱い)、第32条(光アクセス回線の転用に伴う工事費残債の支払義務)、共通編第32条(手続きに関する料金の支払義務)及び共通編第33条(工事費の支払義務)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>16 (略)</p> <p>(高額利用割引)</p> <p>17 高額利用に係る料金の割引の適用については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 当社は、次の場合には、次表に規定する額の割引(以下<u>15</u>において「高額利用割引」といいます。)を行います。</p> <p>ア その第2種契約の料金(次のA又はBに掲げる料金とします。)の額が100万円(110万円)を超えるとき。(イに該当する場合を除きます。)</p> <p>(略)</p>	<p>(消費税相当額の加算)</p> <p>15 第27条(定額利用料等の支払義務)、第27条の2(定額利用料等の支払義務)第1項第2号に規定する利用料等、第28条(定額利用料等の支払義務)、第29条(利用料等の支払義務)、第31条(初期契約解除に係る取扱い)、第32条(光アクセス回線の転用に伴う工事費残債の支払義務)、共通編第32条(手続きに関する料金の支払義務)及び共通編第33条(工事費の支払義務)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>16 (略)</p> <p>(高額利用割引)</p> <p>17 高額利用に係る料金の割引の適用については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 当社は、次の場合には、次表に規定する額の割引(以下<u>17</u>において「高額利用割引」といいます。)を行います。</p> <p>ア その第2種契約(料金表第1表(料金)に規定するタイプ8のコース2に係るものを除きます。以下17において同じとします。)の料金(次のA又はBに掲げる料金とします。)の額が100万円(110万円)を超えるとき。(イに該当する場合を除きます。)</p> <p>(略)</p>

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容						
(1)	(略)						
(2) タイプ1の 区分に係る料金の 適用	ア タイプ1には、次の区分があります。 <table border="1" data-bbox="383 820 1041 1292"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン6～ブ ラン7</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>プラン8</td> <td>特定ダイヤルアップ回線（株式会社NTTドコモのものに限ります。）から定額制アクセスポイントに接続して通信を行った場合は接続通信時間にかかわらず基本額のみを適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プラン6～ブ ラン7	(略)	プラン8	特定ダイヤルアップ回線（ 株式会社NTTドコモ のものに限ります。）から定額制アクセスポイントに接続して通信を行った場合は接続通信時間にかかわらず基本額のみを適用します。
区 分	内 容						
プラン6～ブ ラン7	(略)						
プラン8	特定ダイヤルアップ回線（ 株式会社NTTドコモ のものに限ります。）から定額制アクセスポイントに接続して通信を行った場合は接続通信時間にかかわらず基本額のみを適用します。						

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容						
(1)	(略)						
(2) タイプ1 の区分に係る料 金の適用	ア タイプ1には、次の区分があります。 <table border="1" data-bbox="1393 820 2074 1292"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン6～ブ ラン7</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>プラン8</td> <td>特定ダイヤルアップ回線（当社のものに限ります。）から定額制アクセスポイントに接続して通信を行った場合は接続通信時間にかかわらず基本額のみを適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プラン6～ブ ラン7	(略)	プラン8	特定ダイヤルアップ回線（ 当社 のものに限ります。）から定額制アクセスポイントに接続して通信を行った場合は接続通信時間にかかわらず基本額のみを適用します。
区 分	内 容						
プラン6～ブ ラン7	(略)						
プラン8	特定ダイヤルアップ回線（ 当社 のものに限ります。）から定額制アクセスポイントに接続して通信を行った場合は接続通信時間にかかわらず基本額のみを適用します。						

～2023年6月30日	2023年7月1日～
-------------	------------

<p>備考</p> <p>1 プラン7及びプラン8に規定する株式会社NTTドコモのFOMA契約に係る特定ダイヤルアップ回線は、パケット通信モードのもの及びデータ専用プランの定額データプランに係るものに限ります。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>備考</p> <p>1 プラン7及びプラン8に規定する当社のFOMA契約に係る特定ダイヤルアップ回線は、パケット通信モードのもの及びデータ専用プランの定額データプランに係るものに限ります。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>イ (略)</p>								
(3)～(7)	(略)								
(8) タイプ8の区分に係る料金の適用	<p>タイプ8には、次の区分があります。</p> <p>ア 提供の形態による区別</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>コース2</td> <td>株式会社NTTドコモが提供する光コラボレーションサービスの光アクセス回線を使用して通信を行うことができるものであって、当社の提供区間と光アクセス回線とを合わせて株式会社NTTドコモが定額利用料を設定するもの</td> </tr> <tr> <td>コース3</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>	区 分	内 容	コース1	(略)	コース2	株式会社NTTドコモ が提供する 光コラボレーションサービスの光アクセス回線 を使用して通信を行うことができるものであって、 当社の提供区間と光アクセス回線とを合わせて株式会社NTTドコモ が定額利用料を設定するもの	コース3	(略)
区 分	内 容								
コース1	(略)								
コース2	株式会社NTTドコモ が提供する 光コラボレーションサービスの光アクセス回線 を使用して通信を行うことができるものであって、 当社の提供区間と光アクセス回線とを合わせて株式会社NTTドコモ が定額利用料を設定するもの								
コース3	(略)								
(3)～(7)	(略)								
(8) タイプ8の区分に係る料金の適用	<p>タイプ8には、次の区分があります。</p> <p>ア 提供の形態による区別</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>コース2</td> <td>当社のIP通信網サービス契約約款に定めるIP通信網サービスを使用して通信を行うことができるものであって、IP通信網サービス契約約款にて定額利用料を設定するもの</td> </tr> <tr> <td>コース3</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>	区 分	内 容	コース1	(略)	コース2	当社のIP通信網サービス契約約款に定めるIP通信網サービス を使用して通信を行うことができるものであって、 IP通信網サービス契約約款にて 定額利用料を設定するもの	コース3	(略)
区 分	内 容								
コース1	(略)								
コース2	当社のIP通信網サービス契約約款に定めるIP通信網サービス を使用して通信を行うことができるものであって、 IP通信網サービス契約約款にて 定額利用料を設定するもの								
コース3	(略)								

～2023年6月30日

2023年7月1日～

- 1 (略)
- 2 コース2は、当社が株式会社NTTドコモから第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る提供開始の情報をもって第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日とします。
- 3 コース2（定額利用料の料金に係るものに限ります。）に係る第27条（定額利用料等の支払義務）の規定は、株式会社NTTドコモのIP通信網サービス契約約款の規定に準じて取り扱い、第3項に規定する料金の返還が必要な場合は、株式会社NTTドコモにて行います。
- 4 (略)

(ア) (略)

(イ) コース2に係るもの

区 分	内 容
プラン1	株式会社NTTドコモのIP通信網サービス契約約款の第1（基本使用料）の1（適用）に規定するプロバイダありプランのタイプBに係るもの

(ウ) (略)

イ (略)

- 1 (略)
- 2 コース2は、当社のIP通信網サービス契約約款に定めるIP通信網サービスの提供開始日をもって第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日とします。
- 3 削除
- 4 (略)

(ア) (略)

(イ) コース2に係るもの

区 分	内 容
プラン1	当社のIP通信網サービス契約約款料金表第1表（料金）第1（基本使用料）の「IP通信網契約の基本使用料の適用」のAの（ア）又は（イ）に規定する「プロバイダありプラン タイプB」のもの

(ウ) (略)

イ (略)

～2023年6月30日		2023年7月1日～	
	ウ タイプ8に係る細目又は区分等の変更があった場合の変更後の区分の利用料又は定額利用料は、その変更の承諾日を含む翌料金月から適用します。		ウ タイプ8の コース1又はコース3 に係る細目又は区分等の変更があった場合の変更後の区分の利用料又は定額利用料は、その変更の承諾日を含む翌料金月から適用します。 エ タイプ8のコース2に係る細目又は区分等の変更があった場合の 変更後の料金表第1表（料金）1-2-2定額利用料に規定する定額利用料は、当社のIP通信網サービス契約約款の定めに基づいて取り扱います。
(9)～(14)	(略)	(9)～(29)	(略)
(15) 特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の定額利用料の加算額の適用	<p>第2種契約者（タイプ1のコース1のプラン7及びプラン8、タイプ6-2並びにタイプ6-3を除きます。）が特定ダイヤルアップ回線（当社が別に定めるものに限ります。）から定額制アクセスポイントに接続して通信を行った場合は、料金月単位で1-2-4（特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額）に規定する加算額を適用します。</p> <p>（注） 本欄に規定する当社が別に定める特定ダイヤルアップ回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるものとします。</p> <p>株式会社NTTドコモに係るもの</p> <p>(a) FOMAサービス（パケット通信モードのもの及びデータ専用プランの定額データプランのものに限ります。）</p> <p>(b) Xiサービス</p>	(15) 特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の定額利用料の加算額の適用	<p>第2種契約者（タイプ1のコース1のプラン7及びプラン8、タイプ6-2並びにタイプ6-3を除きます。）が特定ダイヤルアップ回線（当社が別に定めるものに限ります。）から定額制アクセスポイントに接続して通信を行った場合は、料金月単位で1-2-4（特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額）に規定する加算額を適用します。</p> <p>（注） 本欄に規定する当社が別に定める特定ダイヤルアップ回線は、次に掲げる当社の契約約款及び料金表に定めるものとします。</p> <p>(a) FOMAサービス（パケット通信モードのもの及びデータ専用プランの定額データプランのものに限ります。）</p> <p>(b) Xiサービス</p>

～2023年6月30日

2023年7月1日～

(15)～(29)

(略)

1-2 料金額

1-2-1 利用料 (略)

1-2-2 定額利用料

(1)～(6) (略)

(7) タイプ8のもの

ア (略)

イ コース2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	株式会社NTTドコモのIP通信網サービス契約約款に定めるとおり

備考

1～7 (略)

8 [当社は本欄に規定する定額利用料に係る債権を株式会社NTTドコモに譲渡します。](#)

ウ (略)

1-2-3～1-2-8 (略)

第2 (略)

(15)～(29)

(略)

1-2 料金額

1-2-1 利用料 (略)

1-2-2 定額利用料

(1)～(6) (略)

(7) タイプ8のもの

ア (略)

イ コース2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	当社のIP通信網サービス契約約款に定める料金

備考

1～7 (略)

8 [削除](#)

ウ (略)

1-2-3～1-2-8 (略)

第2 (略)

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第2表 (略)

第3表

第1～第4 (略)

第5 SIMカード手配料

1 適用 (略)

2 料金額

区 分	単 位	料金額
SIMカード手配料	1の契約者カードごとに	394円 (433.4円)

備考

- 第2種契約者(タイプ6-3のコース1のメニュー1のものに限ります。)の申込みを承諾した日から起算して10日後を含む料金月の翌料金月にSIMカード手配料の支払いを要します。
- 第17条(第2種契約者が行う第2種契約の解除)に規定する初期契約解除を行った場合は、この欄に規定する料金を適用せずに、[株式会社NTTドコモ](#)が定める卸携帯電話サービス契約約款に定めるUSIMカードの貸与に係る費用を適用します。

第2表 (略)

第3表

第1～第4 (略)

第5 SIMカード手配料

1 適用 (略)

2 料金額

区 分	単 位	料金額
SIMカード手配料	1の契約者カードごとに	394円 (433.4円)

備考

- 第2種契約者(タイプ6-3のコース1のメニュー1のものに限ります。)の申込みを承諾した日から起算して10日後を含む料金月の翌料金月にSIMカード手配料の支払いを要します。
- 第17条(第2種契約者が行う第2種契約の解除)に規定する初期契約解除を行った場合は、この欄に規定する料金を適用せずに、[当社](#)が定める卸携帯電話サービス契約約款に定めるUSIMカードの貸与に係る費用を適用します。